

議案第21号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇_____及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇_____を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第11条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇の承認は、当該承認を受けた職員が、産前産後の休暇を始めた場合、育児休業_____の承認を受けた場合及び休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、<u>育児部分休暇及び特別休暇</u>とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、<u>組合休暇及び育児部分休暇</u>を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第11条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇の承認は、当該承認を受けた職員が、産前産後の休暇を始めた場合、育児休業(<u>地方公務員等の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)の承認を受けた場合及び休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(育児部分休暇)</p> <p>第15条 <u>職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち規則で定めるものを養育するため、正規の勤務時間の終わりにおいて1時間(介護時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間が1時間を超える日については、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間のうち1時間を超える時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間に限り、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、育児部分休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>育児部分休暇の期間は、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間とす</u></p>

(特別休暇)

第15条 (略)

(臨時的任用職員等の勤務時間等)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

る。

(特別休暇)

第16条 (略)

(臨時的任用職員等の勤務時間等)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表(附則第2項関係)

現行	改正案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤務条件条例第11条の規定による育児時間又は勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間</p> <hr/> <p>の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤務条件条例第11条の規定による育児時間、勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間又は勤務条件条例第15条第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p>